

業務指示書

ベトナム国ラムドン省農林水産業及び関連産業集積化に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年8月13日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年8月18日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

() 構成員になれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地域の産業集積形成（官民双方の視点による）に資する調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/地域開発戦略）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地域開発戦略に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 産業振興政策（加工・マーケティング等アグリビジネスや観光等2次、3次産業を含む）

】

- 1) 類似業務の経験：産業振興政策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

【業務従事者：担当分野 農業生産】

- 1) 類似業務の経験：農業生産に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年8月22日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0048 円 , US\$1 = 103.41 円 , EUR1 = 138.49 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/地域開発戦略

産業振興政策(加工・マーケティング等アグリビジネスや観光等2)

農業生産

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.90 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年9月3日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国ラムドン省農林水産業及び関連産業集積化に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/地域開発戦略	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 産業振興政策（加工・マーケティング等アグリビジネスや	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 農業生産	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2. 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ベトナムは2020年までに工業国化を目指しており、JICAもこれまでその取り組みに協力してきた。その過程で「工業化戦略」の策定も支援してきたが、ベトナムの工業国化への進捗は必ずしも芳しいものではない。産業構造に占める労働集約型のアSEMBリの割合は依然として高い一方で、部品や素材の現地調達率は低く、その結果ベトナム産業での付加価値は高いものではない。目前に迫ったASEAN経済統合やTPP加盟など今後の地域統合の方向性を踏まえると、同目標の達成は楽観視できない状況にある。

ベトナムの開発ポテンシャルを考えた場合、農業をはじめとする第1次産業分野の占める役割は依然大きい。全就業人口の51%が第1次産業に従事しており、GDP全体の22%、全輸出金額の23%を占める重要産業となっている。ベトナムにおいて農業生産性は着実に伸び、それにより農業生産性も増大している。例えばコメの単収はこの30年で2倍以上に増加、現在では世界有数の輸出国となった。他にも、コーヒー、カシューナッツ、ゴム、コショウ等の商品作物の生産も増大しており、国際市場の需給バランスに影響を及ぼす程になっている。また、拡大する消費市場も背景に、生産面だけではなく流通から加工分野まで農林水産セクターに国内外の投資と共に、多くの企業参入が行われている。その結果、ベトナムのGDPの約2割を占める製造業のうち、農水産加工・食品産業の生産額は最も多い約2割にまで達している。

ベトナム政府は、農業の付加価値を高め、国際競争力をもたせ、同分野を主力産業の1つに発展させる意向を有しており、昨年に「付加価値向上・持続的開発のための農業セクター改革」(2013年6月10日付、899/QĐ-TTg)が首相決定され、新年には改めて「農業の付加価値向上と新農村建設を関連付けた持続可能な開発に向けて構造再編に取り組む」旨首相の所信として表明される等農業開発の重要性が示されている。日本としてもその取り組みを支援することが本年3月に日越首脳間で確認され、6月には林農林水産大臣及びファット農業農村開発大臣出席の下で「第一回日越農業協力対話ハイレベル会合」が開催された。

他方、農薬や化学肥料の使用量増加に伴う生産物の安全性確保と生産コスト増加の問題、市場の要求に対応できていない生産物の品質や流通過程での品質劣化などに由来する農産物の低価格のため、農産物の生産増が農家の生計向上に結び付いていない等、新たな課題も出てきている。

本調査対象地域であるラムドン省では、その冷涼な気候を活かしコーヒー(国内生産量の約30%)、茶(同23%)、野菜、花卉の栽培が盛んであり、農林水産業並びに関連加工・流通業等への民間投資が促進されている。更に、フランス統治時代の文化資源を活かし、観光地としても有名である。同省ダラット市は、国内他3都市と共にベトナム政府に特別行政区として登録申請しており、承認されれば、規制緩和や優遇措置等更な

る投資促進効果が期待される。「日越農業協力対話」においても、同省は食品・加工・観光などを中心としたバリューチェーン構築を支援するモデル地域に選定されている。

本調査は、同省において、その農林水産業のポテンシャルを活かし、関連の産業集積乃至6次産業化に取り組むことで、既述の農業開発のボトルネック解消の方途を検討する。同省は特別行政区申請に当たり、ハノイ市にある Vietnamese Academy of Social Sciences (VASS) に同政策のインパクト分析を依頼しており、本調査では VASS と協力して調査を実施する。

2. 調査の目的

本調査は以下を明らかにし、JICA が将来的にラムドン省へ提言するための情報を収集すると共に、今後のベトナムにおける農林水産分野支援の方向性検討の材料とすることを目的とする。

①ラムドン省の農林水産品及びその加工品のポテンシャル分析（ベトナム国外・国内市場向け）

②同ポテンシャル実現の阻害要因の分析と必要な解決策

③上記を踏まえた農林水産分野並びに関連産業との産業集積乃至6次産業化に向けた地域開発モデル

④ラムドン省次期5ヵ年計画（2016～2020年）の基礎となる開発戦略・優先順位とその推進にかかるラムドン省（行政）の役割

本調査では広く情報を収集する観点から「農林水産業」を対象とし本指示書においても同様の記述としているが、その中でも特に「農業」に焦点を絞ることとし、「林水産物」については調査主旨に鑑みて特筆すべき内容が得られる場合、及び統計処理の関係より第一次産業全体を取り扱う場合において含めることとする。

また、JICA、ラムドン省、VASS、民間企業、日本国内支援委員¹等の関係者との情報交換を目的とした会合の定期開催、ラムドン省行政官他向けの本邦招聘の実施を通じてアイデア形成を図る。

3. 調査対象地域

ベトナム社会主義共和国 ラムドン省

4. 調査業務の範囲

コンサルタントは、「2. 調査の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事

¹JICA は本調査の実施にあたり、成果品の内容にかかるアドバイスを得るために有識者数名の参画を得て国内支援委員会の設置を予定。

項」を踏まえつつ、「6. 調査の内容」に示す調査を実施し、「7. 成果品」に示す報告書を作成する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査の方針

本調査では、ラムドン省の農林水産分野並びに関連2次、3次産業について、外資を含めた民間企業や農家経営等の実態を踏まえ、同省への投資阻害要因の分析と具体的解決策等を検討し、ラムドン省自らが投資環境整備に着手できる基礎作りに JICA が将来的に着手するための情報収集が期待される。

そのためには、ラムドン省で既に事業を営んでいる企業のみならず、過去にラムドン省への投資を検討したが実行しなかった企業も対象に情報を収集し、これまで明らかになっていない投資阻害要因を精査し把握する。その上で、近隣省と比較しても競争力のある投資促進に向けた環境整備の内容を提言する。更に、今後ベトナムでの事業展開を検討している企業等へのヒアリングを参考に、同省の投資ポテンシャルを探るとともに、産業集積乃至6次産業化に考慮した具体的な地域開発モデルを提示する。その際、主要な農林水産品及びその加工品毎に、具体的な販売先の開拓や生産・加工技術等付加価値向上に向けた協業の可能性がある日系を中心とする民間企業（あるいは農業団体）のリストアップ、及びその具体的な協業の方向性を提案すること。本調査の結果、将来的に実際の投資に繋がることが望ましい。

また、これら民間投資家の声を直接ラムドン省に届けることで、行政官の意識改革を促し行政サービスの質・スピードの向上や既得権益に起因する調整コストの縮減等具体的な行政改革の指針に結びつけるための基礎情報を整備する。本調査の実施に当たっては、地方行政サービスを評価した既存調査報告書である「The Vietnam Provincial Competitiveness Index (PCI)」、「Vietnam Provincial Governance and Public Administration Performance Index (PAPI)」も参考にすること。

(2) 他国（主に東南アジア）の事例を踏まえた市場分析

本調査では、まずラムドン省の農林水産品の生産概況を包括的に確認した上で、定量的・定性的な分析を踏まえ、販売ポテンシャルのある農作物を選定する。その際具体的に、ベトナムの国内市場と国外市場（潜在的輸出先を含む）のどこに販売拡大のポテンシャルがあるか、そのポテンシャルを実現するにはどのような阻害要因があるかを検討し、解決策を提案する。提案にあたっては、ベトナム国内市場とベトナム国外市場の双方から合わせて少なくとも4か所は比較考量すること。市場はホーチミン市、ハノイ市、シンガポール、香港等を想定しているが、より適当な市場があればプロポーザルにて提案することとし、国内外市場からそれぞれ1カ所の、少なくとも計2か所は市場調査を行うこと。

現状の課題としては、ラムドン省の農林水産分野並びに関連 2 次、3 次産業は、相対的に低い品質、高い生産コスト、ブランディング活動の不足等の複合的な要因を背景に、十分な市場拡大、付加価値の向上を実現できていないことが挙げられる。ラムドン省が農作物の輸出先を拡大するには、タイ・マレーシア・インドネシアなど、近隣の農産物輸出国との競争が予想される。このため本調査では、これら近隣の競争国での農業近代化・産業化、輸出拡大に関する取組を研究することで、ベトナム及びラムドン省が到達すべきギャップを把握し、今後、ラムドン省が取り組むべき政策課題を明確にする。

(3) 地域開発モデル

上記によりラムドン省の強みや弱みを踏まえたうえで、同省として目指すべき中長期の地域開発モデルを少なくとも 2 案提案すること。現時点では、環境負荷にも配慮した持続的生産・加工の高度化・高付加価値を目指すバリューチェーン強化モデルと、これをさらに観光業と融合させた農・食・観光誘引型の開発モデルが想定される。

前者のバリューチェーン強化モデルは、まず選定した農作物のサプライチェーンを明らかにした上で、産業集積乃至 6 次産業化に考慮し、日本の技術力も活かし、海外及びベトナム内市場に向けより付加価値の高い商品の開発を想定している。例えば、オーガニック、エコ（環境）、エシカル（少数民族の雇用他）等に配慮したコーヒーや茶、イモ等の工芸作物、花卉、各種の野菜・果物等が想定される。その際、関心のある民間企業・農業団体を取りまとめ、商品開発・研究のための農産品開発団地を整備することも考えられる。

後者の農・食・観光誘引型の開発モデルは、ラムドン省での安全・安心な食の提供を売りに、長期の保養・避暑、療養滞在（平均滞在 2.1 日（2011 年））やリピーターを増やすことで直接投資を増やし、最終的にラムドン省農林水産品及びその加工品のブランド力強化に結び付けるものである。保養・療養を目的としたラムドン省内施設・ホテルの建設は民間企業でも検討されており、またシンガポールとの直行国際便の新設も調整中であることから、国内の富裕層・高齢者のみならず外国人旅行客の増加も見込まれる。そのためには、上質の食材の生産、同省内に自生する薬草等を用いた栄養健康食品の開発、レストラン・ホテル開発等に民間技術・投資を活用していく必要がある。

なお、上記のモデル以外の可能性がある場合には、プロポーザルにて提案すること。

また、ODA による民間投資の呼び水効果が見込まれ、開発効果に繋がる場合には、官民連携協力の可能性を提案することも可能。

(4) 他国政府・外資の動向

ラムドン省の農林水産分野並びに関連産業には既に多くの外資が参画しており、先発優位となっている可能性がある。また、オランダ等他国政府では官民一体で、民間企業進出の支援をしているため、我が国支援との重複の回避及び連携による効率的な協力の

実施を検討するため、他国政府・外資の動向について、十分な情報収集に努めること。

その上で、民間企業の一部からは、低い農業生産性と人件費高騰による生産コストの増大、化学肥料・農薬の投入過多による品質低下や環境汚染が問題点として挙げられており、これらを解消するような形で日本の協力の差別化が図れるような提言となることが望ましい。

(5) 調査方法

本調査では、生産概況の確認等基礎的な情報収集は、各種報告書、先方政府刊行物等の既存資料を利用しながら、ポテンシャル分析や阻害要因の整理、地域開発モデルの比較考量に力点を置き、上記(1)の狙いを達成すること。従って、以下、6. に列記の調査項目は、2. の目的達成に必要な範囲で適切に収集すること。

6. 調査の内容

国内作業、現地作業の内容の基本的な考え方は以下のとおりであるが、具体的な進め方についてプロポーザルにて提案すること。

【第一次国内作業】

- (1) ベトナム並びにラムドン省に関する政府機関、研究機関や他ドナー等の既存資料を幅広く収集し、内容の分析及び情報の整理を行う。
- (2) 既にベトナムやラムドン省の農林水産品及びその加工品を扱う本邦企業や今後ベトナムでの事業展開を検討している本邦企業を訪問し、ベトナムやラムドン省の農林水産業並びに関連 2 次、3 次産業のビジネスポテンシャルに係る見解、官民連携に係るアイデア等を聴取する。
- (3) 調査基本方針、調査内容、調査工程等を検討し、調査全般の作業項目及び作業分担、並びに同時点で想定されるファイナル・レポートの構成案を明示したインセプション・レポートを作成する。
- (4) (3) で作成したインセプション・レポートの内容を JICA 本部関係者及び国内支援委員に等関係者に説明し、内容を協議・確認する。

【第一次現地調査】

- (1) 第一次国内作業で作成したインセプション・レポートの内容を JICA、VASS、ラムドン省等関係者に説明し、内容を協議・確認する。
- (2) 以下の点について情報を収集し、課題を抽出、分析する。網羅的にこれら情報を集めることを優先するのではなく、本調査主旨（ラムドン省に対する JICA からの提案に参考とするための情報収集）を鑑みて、以下の各項目の全体像は押さえつつ、個別情報収集についてはその重点の置き方についてプロポーザルにて提案すること。以下の項目の内、8) 農林水産支援関連の政策・行政サービス・投資環境に

については、現地再委託を可とする。

1) 農林水産物の生産

- 農林水産物の生産動向（面積、収穫高、単収、生産性、農家数、農民組織・法人数・規模・種別（国営/民営、内資/外資（国別））
- 営農状況（コスト・収益試算、農民組織・法人経営状況）
- 農業生産財の動向（肥料、農薬、種子、飼料、農機）
- 土地利用、新規参入可能地の状況

2) 農林水産物のポストハーベスト・加工

- 食品加工業の概要（主要産品、取引高、輸出入量等）
- 企業進出の状況（国営/民営、内資/外資（国別）、主要企業の経営状況）
- 加工水準・技術

3) 農林水産物の流通

- 農林水産物及びその加工品の流通構造・動向
- 流通の方法（輸送手段、日数、コスト等）
- 主な流通業者（ベトナム国内、輸出別）
- 主な販売先（ベトナム国内、輸出別）
- コールドチェーンの整備状況

4) 農業関連インフラ

- 生産関連インフラの整備状況（電力、給水施設、灌漑施設等）
- 物流関連インフラの整備状況（卸売市場、道路、ロジスティック施設等）
- 工業団地の状況（加工、研究開発等団地内電気・上下水・通信、廃棄物処理インフラ、管理体制、入居企業、賃金等）
- 農村金融の状況（金融機関、金融メニュー）

5) 人材育成・訓練

- 就農人口・構成推移（年齢、民族、移民の割合別）
- 農林水産生産・加工技術、企業経営に係る普及・訓練・教育機関の状況
- 動物・植物検疫等の専門家育成・就職状況
- 少数民族の労働・教育

6) 農林水産研究開発

- 主な実施主体（国営/民営、内資/外資（国別））
- 主体毎の主要な研究開発テーマ、予算、人員
- 民間との連携実績

7) 観光

- 観光客の傾向（シーズン毎の訪問者数、滞在日数、観光客層（含む国籍）、近年の推移）
- 観光施設（宿泊、飲食他）の状況（主な施設のサービスの質、価格等）

- 観光資源（健康食品・食材（果物、野菜、薬草等）、少数民族の文化・歴史的遺産、景観等の現状と保護政策）
 - 交通インフラ
 - 治安状況
 - 上記に関する他の競合観光地との比較
- 8) 農林水産支援関連の政策・行政サービス、投資環境
- 農林水産業及び関連産業の投資促進政策、優遇制度（含む補助金）
 - 財政状況（歳入、歳出、項目、税収・財源毎の割合、近年の傾向）
 - 行政サービスの状況、投資環境（土地利用、税務、外為規制、許認可プロセス・所要時間・費用、市場・販路管理、）
 - 農業事業の管理制度（残留農薬検査、品種開発、病虫害対策、認証等）
 - 関連部局の体制（所掌、人員配置、能力）
 - 農業関連団体（合作社）・政治社会団体（大衆組織（農民連合、女性連合、青年団等）、消費者保護団体他）による農業生産、農産品流通、アグリビジネス推進活動の状況
- 9) 日系企業参入・提携可能性
- 対象農作物別の提携候補企業・団体
 - 各候補企業・団体の関心・ニーズ・ビジネス計画
 - 参入・提携にあたってのボトルネック
 - ボトルネック解消に向けての必要な支援策
- 10) 販売市場（欧米、日本、ASEAN、ベトナム国内）
- TPP、AEC（ASEAN 経済共同体）実現後のラムドン省農産物の物流・市場の見通し
 - 欧米、日本、香港、シンガポール等 ASEAN への輸出ポテンシャル・課題（検疫等）
 - オーガニック、環境、少数民族の雇用等に配慮したフェアトレード市場等高級志向市場開発の可能性
 - ラムドン省内外の小売、ホテル、飲食店等国内市場のポテンシャル
 - 他国（主に東南アジア）の販売事例
- 11) オランダ、カナダ、シンガポール等他国政府の支援方針
- ラムドン省に対する農業の近代化・産業化支援・戦略
 - 自国商品（農業生産財等）の販売支援や自国企業とのマッチング支援（方法・頻度・成果）

(3) ラムドン省における地域開発モデルの検討・提案のための情報収集

「5. (1) 調査の方針」に記載した内容達成のために、本調査では産業集積乃至

6次産業化に向けた実現可能性が高いと考えられる地域開発モデルを2つ以上検討し、それぞれの実現に向けたラムドン省のための開発戦略・優先順位（案）を検討・作成する必要がある。

第一次現地調査においては、インセプション・レポートの説明、協議などカウンターパートとの協議結果、及び上記（2）1）～11）にて収集したデータを用いて仮説を構築するとともに、その他必要な情報があればそれを収集する。

【第二次国内作業】

- (1) 第一次現地調査結果を基に追加の資料収集、整理・分析を行う。
- (2) 本邦招聘のカリキュラム作成、受入手続

地域開発モデル（案）の先進事例を紹介するため、ラムドン省行政官（局長級以下を想定）、VASS、その他ラムドン省内関係者（人民委員会より推薦を得た民間企業など）他から10名程度を対象に1週間の本邦招聘を実施する。農林水産品及びその加工品のポテンシャルを活用して関連産業集積乃至6次産業化を推進している地方自治体として、現時点で、沖縄、長野、北海道等が想定される。また、本招聘における意見交換の成果を地域開発モデル（案）やラムドン省の開発戦略・優先順位（案）策定に反映させる。

- 上記招聘に係る企画・準備・実施・報告を行う。コンサルタントが行う具体的な業務は以下のとおり。

1) 受入

- ① 航空券の手配
- ② 査証の手配（ただし、口上書の作成はJICAが実施）
- ③ 来日時・帰国時の空港送迎
- ④ 本邦における宿舎手配及び宿泊先への支払
- ⑤ 保険加入手続き
- ⑥ 参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）、諸経費の支給
- ⑦ 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配

2) 招聘プログラムの実施

- ① 招聘日程及びプログラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 視察資料の作成
- ⑤ 講義・実習・見学の実施

3) 招聘プログラムの監理

- ① 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・実習・見学における通

訳等

- ② 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
- ③ 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応

招聘プログラムの実施に関する直接経費（航空賃、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、諸経費、講師謝金等）、それ以外の上記に係る費用（人件費等）については、見積書に積算すること。見積もる際は関係省庁・実施機関参加者の日当・宿泊費については、日当は一日あたり3,833円、宿泊費は一泊当たり10,000円を上限とする。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

(3) ラムドン省における地域開発モデルの検討

第一次現地調査結果及び上記(2)「本邦招聘」時の議論の結果を踏まえて、産業集積乃至6次産業化に向けた実現可能性が高いと考えられる地域開発モデルをいくつか検討し、それぞれの実現に向けたラムドン省のための開発戦略・優先順位（案）を検討・作成する。

優先順位（案）では、実施時期、予算額、主管部局、実施者等明確にし、ラムドン省（行政）自らが着手できる基礎になるよう留意する。具体的には、現在ラムドン省が同省社会・経済開発計画（2016～2020年）を準備していることから、本調査結果を同計画に反映できるよう提言する。現行計画（2011～2015年）では、農林業、地方部支援、（農林水産、水力、鉱業ポテンシャルを活かした）工業開発、サービス産業（観光、貿易、金融、交通、コミュニケーション、IT）、文化社会開発、交通・電力・灌漑・上水・都市・科学技術インフラ投資、環境保全、社会福祉について定められており、該当部分を選定する。

なお地域開発モデルの検討に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① それぞれのモデルのコンセプト、ラムドン省ポテンシャルの差別性、将来的な経済効果、リスク、実現の阻害要因などを比較検討し、
- ② それぞれのモデル毎に具体的なターゲティングやセグメンテーションを明示する。
- ③ 定量的な分析を踏まえたラムドン省経済成長目標を具体的に含むこと。
- ④ ODA実施による取り組みについては、開発効果と実現可能性に考慮した提言とすること。

(4) インテリム・レポートの作成

上記(1)の調査結果、(2)の提案、並びに(3)での協議結果を的確かつ

簡潔に記述し、インテリム・レポートを作成する。また、同内容を JICA 東南アジア・大洋州部等 JICA 関係部署に説明、協議し、要すれば修正をおこなう。

【第二次現地調査】

(1) インテリム・レポートの説明

第二次国内作業で作成したインテリム・レポートを JICA ベトナム事務所、ラムドン省、VASS 等関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(2) 追加情報収集及びカウンターパートとの協議

上記協議結果を経て必要なレポート内容の修正をおこなうとともに、追加の情報収集、カウンターパートとの協議をおこなう。

【第三次国内作業】

(1) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

第二次現地調査結果を基に追加の資料収集、整理・分析を行うとともに、ドラフト・ファイナル・レポートの作成をおこなう。また、同内容を JICA 東南アジア・大洋州部等 JICA 関係部署に説明、協議し、要すれば修正をおこなう。

【第三次現地調査】

(1) ドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議

第三次国内作業にて作成しドラフト・ファイナル・レポートを、同作業期間中に JICA ベトナム事務所、ラムドン省、VASS 等関係者に説明し、内容を協議・確認する。本現地調査は「総括」「農業生産」分野団員が参加することを想定している。

【第四次国内作業】

(1) ファイナル・レポートの作成

「総括」及び「農業生産」団員が参加する現地でのドラフト・ファイナル・レポート説明、協議結果を反映してファイナル・レポートを作成し、提出する。

【調査方向性の確認等のための会合の調整、準備、報告】

JICA、ラムドン省、VASS、民間企業、日本国内支援委員等を対象に、会合を開催する。インセプション、インテリム、ドラフト・ファイナル・レポート作成のタイミング、並びに国内支援委員の訪問時の開催が想定される。

コンサルタントは、同会合において調査進捗、検討内容等について説明し、JICA の指示に基づき、日本国内支援委員等からの意見を反映する等必要な対応を行う。

その際、各種レポートに加えて、ラムドン省の農林水産品及びその加工品のポテンシャルや、地域開発モデル（案）、ラムドン省の開発戦略・優先順位（案）等のポイントについて、それぞれ数ページ程度の概要資料やパワーポイント等の視覚的な資料を作成し、効果・効率的に説明すること。

7. 成果品

(1) 調査報告書

ア. インセプション・レポート (Ic/R)

提出時期：2014年9月下旬

提出部数：和文5部、越文10部

イ. インテリム・レポート (I/R)

提出時期：2015年1月上旬

提出部数：和文5部、越文10部

ウ. ドラフト・ファイナル・レポート (Df/R)

提出時期：2015年2月下旬

提出部数：和文5部、越文10部

エ. ファイナル・レポート (F/R)

提出時期：2015年4月上旬

提出部数：和文5部、越文10部、CD-R 和越各2部

(2) 印刷・電子化仕様

ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、ファイナル・レポートの印刷及び電子媒体の仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。また、収集した写真等はデータ化し、提出すること。

(3) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

ア. 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

イ. 各調査報告書は、事前に案を機構に提出し、承諾を得ること。

ウ. 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨通過換算率とその適用年月日を記載すること。

エ. インセプション・レポート以外のレポートには、巻頭に要約を加えること。

- オ. 調査報告書が分冊形式となる場合には、例えば本編とデータの根拠との照合が容易に行えるよう特に工夫を施すこと。
- カ. レポートの作成にあたっては、華美な装丁等は避け、常識の範囲で極力コストダウンを図ること。
- キ. 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3. 調査実施上の条件

1. 調査工程

2014年9月より第一次国内作業を開始し、それ以降は以下を参考にする。なお、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切かつ合理的な実施スケジュールがある場合は、理由を附してプロポーザルにて提案すること。

月次	1	2	3	4	5	6	7	8	
月	JFY 2014							JFY 2015	
	9	10	11	12	1	2	3	4	
国内作業期間				[Bar]		★ テト旧正月	[Bar]	[Bar]	
現地派遣期間		[Bar]			[Bar]		[Bar]		
報告書作成等	△ インセプションレポート				△ インテリムレポート	△ ドラフト・ ファイナルレポート	△ ファイナルレポート		

2. 業務の目途

(1) 業務量の目途

全体：約 24.23MM

(2) 調査団員分野

要員計画の構成分野は以下を想定している。調査内容及び工程を考慮の上、より適切かつ合理的な要員構成がある場合は、理由を附してプロポーザルにて提案すること。

また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア. 総括／地域開発戦略 2号
- イ. 産業振興政策（加工・マーケティング等アグリビジネスや観光等2次、3次産業を含む） 3号
- ウ. 行政機能・組織
- エ. ベトナム国内市場ポテンシャル分析
- オ. 海外事例分析、ベトナム国外市場ポテンシャル分析
- カ. 投資可能性分析（日系企業・自治体等）
- キ. 生産インフラ、運輸交通
- ク. 農業生産 3号

(3) 現地再委託

「第2 調査の目的・内容に関する事項」の「6. 調査の内容」のうち、(1)の実施に必要な現地調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に現地再委託することを可とする。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。本委託は見積額に含めること。

3. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、ベトナム政府からの便宜供与は想定していない。本調査実施に当たり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与に係る JICA 事務所の支援を必要とする場合は、JICA 東南アジア・大洋州部または JICA ベトナム事務所に連絡し協議すること。

4. 参考資料

(1) 配布資料

- Master plan on socio-economic development of Lam Dong province through 2020 (Decision No. 1462/QD-TTg dated August 23, 2011 approved by Prime Minister)
- ラムドン省社会・経済開発計画(2011～2015年)(JICAにて一部抜粋の上、要約)
- JICA「ベトナム国中部高原開発にかかる情報収集・確認調査(2012年10月)」
- JICA「カンボジア国・ラオス国・ベトナム国 CLV 開発の三角地帯セクター調査(2010年9月)」

(2) 閲覧資料

- The Vietnam Provincial Competitiveness Index (PCI)
<http://eng.pcivietnam.org/>
- Vietnam Provincial Governance and Public Administration Performance Index (PAPI)
<http://papi.vn/en/>
- JICA「ベトナム国中南部沿岸地域総合地域開発に係る情報収集・確認調査(2012年10月)」
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12114039_01.pdf

5. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。JICA ベトナム事務所より当地の治安状況に関する最新の情報を収集した上で作業を行うこと。また、携帯電話を携行するなど同 JICA 事務所と常時連絡が取れる体制を敷き、当地の治安状況、移動手段について同 JICA 事務所と緊密に連絡を取ること。

6. 携行機材

現地調査に際し、本邦から携行するコンサルタント所有資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行う。

7. 調査用資機材

調査に必要と思われる資機材については、資機材等購送費（損料ベース等）で用意する。当機構が受注者に購入・輸送業務を委託する資機材、及び当機構が別途購入し受注者に貸与する機材はない。

8. 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。